

---

平成23年第1回大和町議会定例会会議録

---

平成23年3月28日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

## 【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 19 号 平成 23 年度大和町一般会計予算」
- 日程第 3 「議案第 20 号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 4 「議案第 21 号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 5 「議案第 22 号 平成 23 年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第 6 「議案第 23 号 平成 23 年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第 7 「議案第 24 号 平成 23 年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第 8 「議案第 25 号 平成 23 年度大和町奨学事業特別会計予算」
- 日程第 9 「議案第 26 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
- 日程第 10 「議案第 27 号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計予算」
- 日程第 11 「議案第 28 号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
- 日程第 12 「議案第 29 号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
- 日程第 13 「議案第 30 号 平成 23 年度大和町水道事業会計予算」
- 日程第 14 「議案第 31 号 町道路線の認定について」
- 日程第 15 「議案第 32 号 平成 22 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 16 「同意第 1 号 宮床財産区管理委員の選任について」
- 日程第 17 「同意第 2 号 吉田財産区管理委員の選任について」
- 日程第 18 「同意第 3 号 落合財産区管理委員の選任について」
- 日程第 19 「諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
- 日程第 20 「委発第 1 号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」
- 日程第 21 「議員の派遣について」
- 日程第 22 「所管事務調査の申し出について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9 時 40 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、17番大崎勝治君及び1番藤巻博史君を指名します。

---

---

### 日程第2「議案第19号 平成23年度大和町一般会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第19号 平成23年度大和町一般会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑については、去る3月17日開催いたしました議会全員協議会において取り決めをしたとおり、各常任委員会の代表から一括して質疑をお願いいたします。初めに、総務常任委員会代表からお願いいたします。11番鶉橋浩之君。その場でいいです。

総務常任委員会代表（鶉橋浩之君）

それでは、総務常任委員会を代表してというような形ですが、質疑をさせていただきます。

本当に大変な災害で、連日職員の皆さん、ご苦労さまでございます。

総務常任委員会関連各課に、それぞれ簡単に質問をいたしたいと思いません。

まず、総務まちづくり課関連。これ93ページになるわけなのですが、今、町長からも報告の中でお話がありました。平成23年度のいわゆる職員体制について、お伺いをしたいと思います。

昨年度、当初199名というようなことでスタートしたわけなのですが、本年度の計画は5名減の194名でございます。定年退職者については、5

人の課長含んでたしか7名と伺っておりますけれども、さらに定年前なのですが、自己の理由による退職者もかなり多いというふうに伺っておるわけなのですが、そうしますと、いわゆる新採用等々も既に決定をされているのだと思いますけれども、このいわゆる5名減、194名、これ現時点での確保がされているのかどうか。こういう震災時に体制が大変なときですから、十分な採用がされておるのかどうかをお伺いをいたしますし、あわせてそのことがこの194名と第4次の行財政改革との整合性等々もお伺いをいたしたいと思います。

さらに、再任用につきましての考え方は、先ほど町長からあった内容ですので、以上、職員体制について、これは担当課長、町長、どちらからでもいいですから、説明をいただければと思います。

次に、財政課の関連なのですが、資料によりますと公用車の更新、今年度から一部リース契約を含むというような説明でございました。これ、手法なり、財政の負担はどうなるのかと、そういったようなこと説明をいただきたい。

さらに、この23年度予算につきましては、国の方の予算、参議院の予算を通過をするようでございますけれども、いわゆる関連法案がまだまだ政局絡み、さらに震災絡みで多少の与野党の歩み寄りはあるようでございますけれども、かなりの関連法案の成立がおくれるということが予想されている現状でありますので、そのことが本町の当初予算への影響、特に子ども手当なり地方交付税、公債特例法等々、臨時財政対策債等々に与える影響もあるのかなと思うので、その考え方をお伺いをしておきたいと思えますし、今回に多少大震災による当初予算も計上されておるようでございますが、これからの震災対策の、いわゆる予算の計上どのようになっていくのかも伺いをします。

そして、税務課に対しては、これはまだ早い段階かもしれませんが、これも地震対策関連で、いわゆる阪神淡路、さらに中越地震等々でも大幅な減税措置等々の発令等もあったのではないのかなと。加えて、被災、罹災、職場流出、倒壊、いわゆる企業活動等々いろいろ影響もありますし、この33億7,000万円という当初予算の町税、この厳しい面も収納にあるのかなと思ってございます。そういった現実といいますか、現段階でどのようにとらえればいいのか、ひとつ伺いをします。

最後に、環境生活課なのですが、これは4款の衛生費の公害対策費で河川水質検査、例年のごとく8河川13カ所というような形で計画をされているようでございます。今回、特に問題になった、一つは小鶴沢の問題なのですが、産廃の問題。これは不適切な散布が問題になって、地元説明会を行ったということでしたが、新聞等々の報道によると、いわゆる処理量の水量が下水道に放流をできる規制量を上回ったためにそういうことを行わざるを得なかったみたいな記載があったようでございます。これは、当然吉田川流域下水道との一つの契約の中で、放流量というの決まっているのだと思います。これは、平成8年までいわゆる処分場の水が、処理水が下水道に放流ができたわけで、それ以降はこれはできなくなっているわけなのですが、というのは、いわゆる産廃ですから、化学物質等々がどうしても入ってします。それによって、下水処分場のバクテリア等に影響を与えらるということ、当然放流する水量が決まっているのだと。一方、産廃処理場はどんどん処理量がふえるために、その処理水がふえていくために、こういう現象が起きたのだと思います。加えて、去年のいわゆる不適切な工事、これは灑水水との接着剤不適合ということで問題になったわけなのですが、それによって水漏れが発生をしたという、こういう問題がございました。あわせて、吉田の金取には一般廃棄物の処理場がございました。最終処分場。これも先般の大地震による灑水シート、こういった破損なりずれがないのかどうか、大変心配されるわけでございます。この環境生活、公害対策費で見ている水質検査、これはぜひ両処分場からの放流関係の地点の調査をまめに実施をされるようにというようなことを要請をしたいと思います。以上、4課に対しての総務委員会からの質問とさせていただきます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

鶉橋議員の質問にまずお答え申し上げます。

職員体制の問題でございました。

今回の職員なのですが、23年度採用予定者を10名としております。内訳

は、上級6、初級が3、それから任期付きの保育士が1名という状況であります。

あと22年度末退職者予定ですが、定年が7名、そのほか中途退職者プラスあとそれから任期付きの保育士が2名あります。これが7名、14名というような状況になっています。

あと、町長のあいさつにもありましたとおり、再任用が4名というような状況でありますので、現体制の中でカバーはできるのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

公用車の更新に関する件、それから国の予算におけます国会での議決と関連法案の議決の関連で、町の当初予算への影響、それから大震災対策の今後といったことで、3点についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、公用車の更新計画でございますけれども、現在大和町で所有をいたします公用車は64台でございますけれども、上下水道課の専用車等々を除きますと57台で、その内訳とはしましては各課の共用する車両、それから専用車両というふうに区分をしておりますが、以前は公用車の更新目安につきまして、購入後10年10万キロといった基準を定めておりましたけれども、最近の状況あるいは車の品質の向上といった部分も含めて、トータルの環境から12年12万キロほどを目安にしようという形で考えることにいたしました。しかし、現時点でその基準を超えている車両も複数ございますことから、一気にすべてを購入更新をするというのは、なかなか厳しい状況があるのかなといった状況もありますし、他市町村の例等におきましてリースで対応しているといった部分も含めまして、検討いたしましたところでございます。

大きくは頻繁に利用する、走行距離が非常に数値が高い、そういったものについては安全性も含めましてリース対応とした方が有利であろうと。大体シミュレーションを立てますと7年ぐらいの期間の更新ですと、ちょうどリースの方が効果があるといったような見通しもございましたもので

すから、頻繁に利用する車についてはリース対応、あと走行距離がなかなか伸びない、あるいは少し高価な部分の車両につきましては、一時期の金額を高いわけですが長期間利用できるといった部分も含めまして、それらは購入での更新という内容で考えているものでございます。

23年度におきましては、大きな部分につきましてはマイクロバスと議長優先車の2台を、購入更新と予定をいたしてございます。そのほか、リース対応につきましては3台の予定と考えているところでございます。リース等につきましては、現有車の車検時期、そういったものも含めまして、おのおのの車両の車検時期が違うわけですが、まとめた形で対応できるように計画を策定して、進めてまいりたいと思っております。

次に、国の予算との関連での町予算への影響ということでございますが、国の予算そのものにつきましては、収入に対しまして支出が大幅に上回るということで、その差の大部分につきましては特例公債で埋めるという内容になってございます。これは、単年度ごとの法律の議決が必要でございまして、それが通らないと特例国債が発行できないという形になりますので、それらを財源といたします臨時財政特例債等々への影響という部分については、確かに出ると思われる部分はございます。

さらには、その交付税の措置等々がありますけれども、そういったものに対する影響等も全体として出てくる状況があるかと思っております。ただ、我々末端の市町村におきましては、そういった事態に対する憂慮はありましても、それをみずからの力で解決するという部分については遠く及びませんので、現状では情報を確認をしながら、早期にそういう対策が打たれるということに期待をしているという部分が大きいものと思っております。

また、仮に時間を要するような形になった場合は、それなりの対策等が当然要請もされますでしょうし、それへの対応がなされなければ国家としての成り立ちはなくなるものだと思っておりますので、注視はしてまいりたいと思っております。

大震災の対策の今後でございまして、後ほど提案の内容といたしてございまして、22年度の補正につきましては発生が3月11日ということでございました。予算につきましては、年度単位ということですので、3月末日までの分、4月1日以降分というふうに分かれますので、応急対策等につ

きましては22年の補正、それから少し復興対策と言いますか、そういった部分につきましては今後国等でいろいろな、現行の法令等はあるわけですが、未曾有の被害ということで、そういった法律等につきましても改正あるいは新たな法律等が予想される事態となっておりますので、それらに対応できるという意味合いでは、23年度の予算補正として今後の財源あるいは政策、そういったものが受けられるように23年度の補正予算の専決という形をお願いをできればというふうに考えております。そういったことに伴いまして、柔軟な対応ができるのかなと思っております。多々、今回の専決のみですべてが完了するというふうには思っておりませんので、国等の対策が行われたりした場合、適時的確な補正が必要かと思っておりますので、今、現時点で何回というふうに申し上げはできかねるところですが、適時的確な補正をお願いし、町民の皆様の一日も早い復興がなりますように願っているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

それでは税務課関係で、今回の大震災によります23年度町税等への影響ということへの質問でございます。

今回の大震災によりまして、一番影響を受けますのが町民税、固定資産税、あと国保税という形になりますが、これらについて今後町税等の減免条例というのも予定されているところでございます。ただ、その内容につきましては被害の程度、あとは所得も関係します。被害の程度、これから積み上げていきますので、どの程度の額というのは、ちょっとまだこれからの積み上げを見てのことになるものと思っております。

あと、もう一つ大きく考えられますのが、法人税の関係でございます。

法人税につきましては、リーマンショック以後若干持ち直してきまして、22年度に決算におきましても2億程度の、今まで伸びてきておるところでございます。23年度におきましては、1億6,800万円ということで当初予算に計上しているところでございますが、中間決算あたりまではその伸びてきておるところでございますが、今回の大震災によります影響で本決算

で落ち込んだ分、その分がどの程度になるか、法人税につきましては申告納税という形になりますが、その分で、場合によりましては還付金と言いますか、決算額と中間決算との差額分の、その分が出てくる可能性もございます。それもちよっと今の段階では何とも額的には申し上げられないところでございます。その結果を見ての判断になるものというふうに考えております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

河川の水質検査でございますけれども、現在8河川13カ所で20回ほど水質検査を行っておるところでございます。

定点観測を行いまして、経年変化が見られるようにしているところでございます。公社から流れ出ます小西川、西川においても水質検査を行っておりますし、吉田川につきましても数カ所で水質検査を行っておりますけれども、通常より高い数値が出た場合については、今後考慮してまいりたいと考えております。

公社の方での不適切散水があったわけでございますけれども、即公社の方に水質検査をするように申し入れておりまして、その結果いかんでは、町の方でもこの水質検査を実施していきたいと考えてございます。

ラグンの補修の関係でございますけれども、ラグンの修理を行っております、その関係で下水流す量の制限を、協力をお願いをしているところでございますけれども、やっとな設計発注の見通しがつきまして、洪水時までにはラグンを直されるということで聞いてございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

以上で総務委員会からの代表質疑を終わります。

次に、社会文教常任委員会代表、14番中川久男君。

社会文教常任委員会代表 （中川久男君）

それでは、社会文教常任委員会代表質疑を、3件行います。

まず、当初主要な施策概要3ページでございます。

たちばな会による菜の花保育園整備も1月末で建設が完了し、入所者も66名と決定し、4月の開園を待つばかりとなっております。菜の花保育園については、延長保育や一時預り保育の実施も予定されており、運営委託費のほかにこれらの事業に対する助成も措置されているところでありますが、障害児、特に知的障害児や児童障害児がこの保育所も可能な限りお願いすれば利用が可能なものかを知る範囲内で教えていただきたい。そういう方が、皆さんやはりこのような震災を受けた場合、最後にも出ますけれどもいろいろな相談ができるのではないかなというふうに思います。認可保育所の運営事業についてを1件目。

2件目、学力向上対策についてでございます。

これも主要施策概要の6ページ、学力向上パワーアップ事業があります。

全国学力指導調査については、ことしも実施されると思いますが、この調査を通して指導上大切にすべきことは何か。また、国語・算数・数学における指導上の重点項目が、何項目か指導計画に含んでおるようです。当教育委員会では、家庭学習の手引き、その使い方や学力向上のために児童・生徒や保護者が一体となって推進されるものと思います。そこで、その体制や意識づけはどのように、これまで進められているのか、新学期に向けてこれまでどのような保護者からの要望なり、学校の受けなり、どの辺までの調査がなされ、協力体制が取られているのかと、この辺をお聞きします。

3件目、地域活動支援センターの設置についてでございます。

これは主要な施策概要2ページ。地域支援活動支援センター運営事業として記載されております。この事業は平成12年度に、精神障害者の小規模作業所として運営を開始したのですが、障害者自立支援法により、精神・知的・身体の方を対象として、平成23年度中に体制整備が1年前倒しで当町で準備を進められてきたところでございます。この施設に発達障害者や含めた活動、相談機能を設けると、子育て支援に悩む親の早期相談をでき、障害児子育て支援センターとしての機能が可能となると思うが、こうした今回の災害みたいなときに、どのようなそういう方々の心

の悩みなりも、この15日間あったわけでございます。やはりこの地域で暮らして、そして地震があったもうその日から、ある施設に施設長が先導を待機避難をし、これまでその方々が一日一日暮らしてきたわけでございます。やはり家庭にいる方も、こういうところの支援センターみたいなのを、早急にこれからも町長は考えていると思いますので、その辺のご意見を聞かせていただきたいと思います。以上です。3件。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

それでは、最初の保育所における障害児の受け入れについてでございます。

障害的傾向の見られるお子様につきましては、これまでも集団的生活が可能であること、それから保育士が対応可能であることなどの場合として、職員の加配等の措置を取りながら受け入れてまいりました。今回の菜の花保育園につきましても、同様の対応をしてまいりたいと考えてございます。今回、菜の花保育園については、新規入所者の中にも障害的傾向のあるお子様1名が入っております。それらで今後も対応していきたいと考えてございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それでは、学力向上対策についてのご質問にお答えします。

最初に、全国学力学習状況調査なのですが、これにつきましては例年4月に実施しておりますが、今回の地震を受けまして、国の方から4月の実施はしないと。1学期中の実施は、今のところ予定ないということで、2学期以降、9月以降の実施については今後検討するということでの通知がありまして、今のところ未定となっております。

それでは、学力向上対策についてでございますが、体制や意識づけにつ

いてということでございます。

過去の学力学習状況調査の結果から、いろいろ分析検討した中で何が必要なのかということを検討してまいりました。そのためには、学力向上のためには、学校・保護者・行政が一体となった取り組み、これが必要であるということ、そしてそれぞれの意識を変えていかなければいけないということと考えております。

過去の学力学習状況調査の結果から、大和町の児童生徒の家庭でのテレビを見る時間、それからゲームをする時間が全国平均と比較しまして長いということが明らかになっています。このような状況から脱するためには、家庭、保護者の協力がぜひ必要であると考えています。

学校と家庭、保護者との連携という観点から、来年度、23年度から学校と家庭をつなぐ家庭学習ノートの配布と活用を考えております。

これは、保護者、それから教師、それぞれ児童生徒の家庭での学習状況を把握するために利活用し、昨年に作成しました家庭学習の手引きとあわせて活用していただくことになりまして、児童生徒の家庭での学習の習慣化、それから家庭学習の時間を伸ばすということに、そういったものができると考えております。

それから、対策としましては、保護者の意識を変えていくということについては、講演会の開催を予定しております。早寝・早起き朝御飯といった生活習慣が人間の成長家庭において大事なのかということ、科学的根拠に裏づけしたお話ということで、非常に貴重な講演になるのではないかと考えております。

こういったことを通しまして、各家庭での保護者、児童生徒の学習に対するの関心を高めていきたいと考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

3点目の地域活動支援センターの相談機能についてのお尋ねでございますが、地域活動支援センターの運営につきましては、大和町社会福祉協議会に委託をすることとしておりまして、既に受け入れ等の指導体制を整備

いたしているところでございます。指導員にはこれまで工房七ツ森で経験してきた職員、それから看護師、職員を新たに配置いたしまして、相談機能も充実した体制にと考えているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

社会文教常任委員会代表 （中川久男君）

菜の花そのものに対しては、保育園、わかりました。

学力向上対策、やはり保護者の意識が一番だと思うのです。学校との連絡事項、手引き。我が家に帰ってお母さんがこういうことをしたよと評価するよりも、やはり家族とそのものがやはり共稼ぎであったりするのであれば、授業終了後の学校内の予習復習もあってしかるべきでないかという家庭もあります。そこで30分なり、15分なりを、学校の授業が終わって、掃除が終わって、復習予習なのかわかりませんが、やはりそういうことも実になっていけば、先生が次の日この連絡長を持ってサインするよりも、お互いの会話ができ、勉強ができるのではないかと。だから、一番は家庭の家族がどれだけ教育委員会として説明なり、意識づけを本当にお願ひしたのかなと、本当に4月学校が始まってから、逆にあの子はいつもしてこない、あの家庭はいつもするとか、今度そういう子供と子供との何かが出てくる可能性もあるから、ぜひ放課後学習も取り入れた中で頑張っていたきたいと。

地域活動支援センター設置、わかりました。今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

やはり、学力向上そのものよりも、家庭学習ノート、連絡帳というのでしようけれども、連絡帳であれば、やはり福祉関係であれば毎日、きょうこういうことをやって頑張りましたと、全く幼稚園と同じです。やはりある程度の1年生から中学3年生までの家庭学習ノート、連絡帳というのではないからそうですよね、やはりその辺をもう少し腰の入れた教育長の考えはないのですか。この親に預けて、親ができないから、子供が行ってゲームしているからでなく、もう少し学校で対応できて、放課後学習なりをそこで計画的にやれるところがあったら、まあ今年度は予算ですから来年度に繰り入れて行くということはいかがですか。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

学校の授業終わってからの補修授業というようなことについての考え方でございますが、大和中でも来年度、23年度からにつきましては帰りの会終了後の補充学習等も計画しているということでございますので、そういったことについては各学校ともそういう意識づけを持ってやっていくようになるかと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

委員の質問にお答えいたしたいと思えます。

今回、町内で年間指導計画を共通で行うところ、何項目が設けたということで、国語とそれから算数と数学科においておりますが、その中で、それぞれ項目あるのですけれども、どの教科においても自主的にというか、主体的に取り組むという、その子供たちの目的意識をまず一番に掲げております。家庭学習の充実ということころで、あわましてやはりご家族にお願いするのはもちろんなのですが、子供たち自身のみずからという部分を強調して、各学校年間指導計画の一番に位置づけているということをお伝えしたいと思えます。

また、議員ご指摘のように、子供たちの勉強が家庭でできない場合ということがあるので、このノートを特に保護者との連絡というのでしょうか、それも兼ねて使いたいと思っております。先生方は確かに見たというサインとかコメントのほかにも親子さんの考え方なども、1年生や2年生ですとよく連絡帳というふうに言っておりますが、全部の学年にその機能も持たせたいということも思っております。

また、今までの様子で、やはり先生方にもう少し子供たち1人1人の状況、家庭の状況なども思いのほか理解してないで子供たちと接しているケースもなかったわけではございません。ですから、そういうこともあわせ

て、教職員の方にはもう少し個別の取り組みを求めていきたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）  
中川久男君。

社会文教常任委員会代表（中川久男君）

最後に、ぜひこの学習の手引き、22年配布したわけですから、その中で家庭でもない人がいたわけだから、再度確認して親にもよく見てもらう、子供に逆に、これを勉強、親がさせてもらうような、再度要望して終わります。全部配布になったね、はい。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
以上で、社会文教常任委員会代表の質疑を終わります。  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間とします。

午前10時19分 休憩  
午前10時29分 再開

議長（大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
産業建設常任委員会代表、1番藤巻博史君。

産業建設常任委員会代表（藤巻博史君）

では、産業建設委員会代表ということでございますが、中身は全部一任という、非常に重たくてなかなかでございます。

1番目として、交通ターミナル事業について質問いたします。

この事業の説明の中で、仙台市へ全体として2,950人ですか、が通勤をして、そのうちの77%が自動車に通っているということで、そういう中ですので中心部に交通ターミナルをつくって、交通環境の形成をするのだと

いう説明でございました。

それでこれを全員協議会の方の説明でございますけれども、その中で仙台北部地域で急行バスの試運転をことしの10月ですか、朝3便行う。営業所から役場、日和台、泉区役所という直行バスを運行するというので、これは県の主催だと思っておりますけれども、仙台都市圏総合都市交通会議というのを、多分年1回であろうと。それでホームページを見ますと、3月11日に告示になって、18日にやる予定だったようでございますので、多分ことはやってないのではないかなと思っておりますけれども。ちょっとそういう中身ですので責任はもちろん役場ということではございませんけれども、その中でお聞きしたいのは、いわゆる上り、仙台から言えば上りですかね、上りのそういう運行計画というのが出てきたわけですが、今現在下りというのですかね、朝のこちらの方にもかなり多くなっているのではないだろうか。今、物流とかの中心というのは、逆に黒川郡の方に移ってきている傾向もございます。そういう中で、反対方向の施行というのですか、そういうものも考えられるのではないかと思うのですけれども、この交通会議において、どういう運営されているかというのほとんどわからないのですけれども、ただ要するに地元の意向を無視した形ではないのだろうなということで、ことは無理でも、もう決まっているのだよということであっても、そういう方向性というのは主張できないかということをお聞きしたいと思います。

あわせて、このターミナル事業の裏面に都市建設、同じ紙ということで、都市建設課からのご説明あったのですけれども、こういう通勤のことというのは都市建設課の所管なのかということも若干疑問というか、違和感を覚えながら実は説明は受けたところで、そこら辺、自分で自分のこと答えろということもなかなか大変でしょうけれども、もし答えられたらと思っております。

それから、2番目といたしまして、上下水道、老朽管対策ということで、昨年も出てるのですけれども、今年度で吉岡420メートル、23年度で終わると。それから24年度、25年度でほかの地域、吉岡西部を除くところ570メートル終わるということで、要するに25年度で吉岡西部を除くところが終わるのです。そして言ってみれば、老朽管を残したまま終わる、今のままですとそういうことになりかねないということで、ほかの開発との関係

もあってなかなか手をつけられないのだという、たしか答弁だったと、縮め過ぎですけれども、そういう答弁だと思うのですけれども、もう先延ばしというのはほかが終わって限界ではないのかなということで、あえて質問させていただきます。

それと、これは本来は委員会の方でと思っていたのですけれども、水道料金の改定作業というのをやっているということでしたけれども、現状どうなっているのかなと、今、お聞きしたいと思います。

それと、最後ですが、この主な主要な施策、すみませんページ数がちょっと出てこないのですけれども、水田農業構造対策事業ということで、遊休農地を生かすこととか、さまざまな課題で出ておりますけれども、こういう震災によりまして農業生産の重みというのですか、そういったことが大きくなって、あるいはまた工業の落ち込み、経済も若干立て直したのだというのだけれども、さらにまた落ち込むという、そういう懸念があるのですけれども、そういう中で実際に予算としては出ているわけですけれども、そういう中身的な比重というのですか、あるいは政策というところで変更なりというものがあるのかどうかお聞きしたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

藤巻議員の交通ターミナル関連でのご質問でございます。

最初に、仙台都市圏の会議の関係でございました。仙台都市圏総合都市交通会議の関係であります。この会議につきましては、県の方で主催をいたしてございまして、仙台都市圏の構成市町村が入りまして、事務方という形で入っております。そこに、交通関係、それから商業経済関係の各代表の方が委員となって入っておりまして、大学の教授が座長として進めております。

この会議が3月に開催予定でございましたが、ご案内の地震の関係で延期になっているところでございます。その後の計画につきましても、現時点で当初4月から5月にかけて募集をしたり、要項を詰めていく形を取っておりましたが、その辺の流れもこの事態によりまして出てきておりませ

るので、今後の流れが少しずれるのかなという思いをしているところでございます。

さきにご説明申し上げた3月10日の内容で、大和町から仙台の上りについての試験的な、ここをターミナルとしての計画でございます。逆の場合のことをあるのではないかとということでございますが、そのことも現在バスが運行されておりますので、そういったことも可能なのではないかとというふうに思っております。

ただ、パークアンドバスライドを利用すると場合は、ここに車をとめて、そこから仙台方面というところが考えられる。あるいはここを起点として、ソフト面でありますけれども、高校での通学とかそれから町民バスの利用とか、ここを起点としてそういった形の利用も可能な形として考えているところでございます。

それから、通勤関係につきまして、所管が都市建設課なのかというご質問でございます。今回のバスターミナル、都市整備の関係でございますが、これ都市計画を進めた上での一つの都市づくりにおけるハード的な整備と思っております。総合的にまちづくりに関する内容で、総合交通対策の関連でございますので、そういった意味で全体的にはまちづくりに関連するのかなという思いをしているところでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

老朽管対策でございます。今年度に吉岡地区の老朽管等についての対策終了ということになるわけでございますが、この部分につきましては第一次的なその老朽管対策の計画の中での終了ということでございます。第二期の部分でございますが、残り下草とか舞野地区とか、石綿管等まだ布設されている箇所もございます。大分老朽がすすんでいるエリアもございまして、そういった部分について第二期の計画の中で計画的に実施をしてみたいと考えてございます。

あと、水道料金の改定の部分でございます。

一昨年、議会の方にはご説明をいたしている経過がございますが、そこで平成23年度にいろいろその状況について、推移を見ながら24年度からというご説明をしていることが、経過ございました。そういった中で、平成22年度におきましての水量の接続されている供給の戸数とか、あと供給の水量とか、平成21年度段階よりも相当伸びている分がございます。これにつきましてはセントラル自動車等のそういった企業への従業員の和町への居住者がふえているということが一つの現象かと考えてございます。そういった中で、平成23年度においてその辺の今後の動向なども見きわめまして考えてまいりたいと思います。

大分供給の水量が伸びている実績があるものですから、そういった部分で期待をしているところでございますが、今後なお注視してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

それでは、今回の地震に関連しましての農業、工業関係の予算の変更がありますかというご質問でございますけれども、まず農業関係につきましては、もう既に種籾洗いとか、水田農業関係始まっております。今回の被災の農地、農業用施設でございますけれども、3月補正あるいは4月1日の専決等で、補正予算等をお願いしまして、春作業に支障のないような形で進めていきたいと考えておるところでございます。安全・安心の米づくり、それから食料の確保に努めていきたいと考えております。

それから工業関係につきましては、特に企業、水道の関係でございますけれども、3月25日に通水をいたしております。ただ、工業用水につきましては3月いっぱいということも聞いてございますので、そちらの方の情報をつなぎながら、企業、特にのり面崩壊等あったところもあるものですから、それは都市建設課等と道路災等でつなぎながら、ぜひ業務に支障ないように努めていきまして、雇用の確保あるいは地域振興につなげていきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

産業建設常任委員会代表（藤巻博史君）

まず1点目のターミナルというか、直接ではないので申しわけないのですが、そういう形で、そういうと下り、上り、どっちが上りだか下りだか、反対方向についても考えられるということなのかと思います。

それで、1問目にちょっとあれだったですけれども、あわせてうまくいくのか、課長もちょっとおっしゃっていましたが、それとあわせた形で工業団地方面のバス運行というのですか、要するに、これ勝手に考えたのですけれども、逆だとすると泉区役所近辺に車を置いて来るというパターンなのか、あるいは大和町役場に置いて、バスから下りたら自分の車で工場まで、団地まで行くのかという、そんな二つぐらいのパターンがあるのかなと、できれば前の方のパターンの方が多分いいのかななんて、そういう形の、これは勝手に考えたやつですけれども、そういうようなものも考えられるのかなということで、そういったこともお聞きしてみたいと思います。

それから2番目の老朽管対策、そうすると西部についても二次分ということで入っているのですかね、ちょっとそこのところ確認したかったですけれども。ということです。

それから、料金改定についてはわかりました。

それから、ぜひ、農業関係についての、これから農作業始まるころなのですけれども、間に合わせていただければと思います。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

ターミナルの利用に関してのルートの問題でございますけれども、仙台方面からまいられまして、このターミナルに車をとめて、ここから工業団地に行くというルートは想定し難いものと思っております。ここまで来られれば、直接車で行かれるのかなと思います。

バスについては、接続が問題でございますので、その辺が整備されれば、もしかして泉中央の方からバスで来られて工業団地まで行く、そのルートの路線バスもあるわけでございますけれども、その時間に合う形であるいは通勤、そこから帰りの便が合えば利用が可能なのかなと、そういったところはもう少しの研究テーマではないかなと思っております。以上であります。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

老朽管対策のことにつきましては、今後も町民の皆さんに水道について安心して、安全な水の供給のために、そういったトラブルが発生しないような施設づくりというものを目指しながら、今後も継続して努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

産業建設常任委員会代表 （藤巻博史君）

1番目について、ぜひ研究していただければと思います。

ちょっと、私の質問の中では、これ私の勘違いなのでしょうか。24、25年度は西部を除く571メートルをやるというふうに私は理解していたのですが、それは間違いなのか、間違えているのですかね、そういう理解だったのですけれども、何か回答とすれ違っているような気がするので、もう一度確認したいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

申しわけございませんでした。

西部につきましては、事業計画、区画整理等のそういった開発の経過があるものですから、それ以外の部分について実施してまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

よろしいですか。

以上で、産業建設委員会の代表質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3「議案第20号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第20号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第4「議案第21号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第21号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第5「議案第22号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第22号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6「議案第23号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第23号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7「議案第24号 平成23年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第24号 平成23年度大和町落合財産区特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第8「議案第25号 平成23年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第25号 平成23年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第9「議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算

を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

## 日程第10「議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第11議案第28号「平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第28号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第12「議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13「議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14「議案第31号 町道路線の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第31号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

それでは、議案書の41ページをお開きをいただきます。

議案第31号 町道路線の認定について、ご説明をさせていただきます。

あわせて、都市建設課の資料でございますが、議案第31号関係の議案説明資料もあわせて参照いただきたいと思います。

それでは、町道路線の認定についてでございますが、下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号1番路線名が免野1番南線、起点が大和町宮床字免野1番55番2、終点が大和町宮床字免野1番50番でございます。

この路線の認定につきましては、昨年2月23日に宮床向原地区の佐竹勇雄区長より議長に請願がございまして、3月19日の議会におきまして、産業建設常任委員会に調査が付託され、昨年6月22日の開催された議会におきまして、産業建設常任委員長より「町道認定は妥当と認め採択すべきものと決定した」との報告があり、この内容同様に議会におきましても請願は採択となった案件でございます。

位置でございますが、議案説明資料の位置図で2ページ目でございますが、赤で表示した区間でございまして、延長が179.5メートル、幅員が4.0から10.7メートルの区間でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15「議案第32号 平成22年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第32号 平成22年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、補正予算につきまして、基本的な考え方を、まずご説明をさせていただきますと思います。

先ほど鶉橋議員の質問に千坂財政課長、答えておったところでございますけれども、重複するところがございますが、ご理解をいただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、結論から申しまして、これからご説明する金額につきまして、22年度での補正をお認めいただく部分と、また来年度の、23年度になってからの専決をお願いする部分、二つに分けてのご説明をさせていただきますと考えております。

本来であれば、22年度で補正を組んでということになるわけでございますけれども、先ほど課長説明しましたとおり、今回の災害につきまして、今、政府の方でもいろいろ対応策がなされておるところでございます。したがって、22年度で繰り越しをしてしまった場合に、23年度に運用するに当たりまして柔軟な運用ができなくなる可能性があるかと、補助とかそういった部分につきまして、そういったことがございますので、22年度で必要な最低の部分を本日ご承認をちょうだいをし、そして残った部分につきましては専決で来年度にさせていただきますと考えております。

今回、大きなつかみの中で4億6,865万円というような概算が出ておるところでございますが、そのうちの7,178万5,000円につきまして、本年度の補正としてお認めをいただければと、そして残り3億3,508万円につきましては、本日皆様方にご理解をちょうだいした上で、4月1日なり4月早々の専決処分という形でお認めをいただきたいと、そうすることによって、来年度その3億につきまして、国の補助等の柔軟な運用ができるとい

うふうに考えておりますので、そのような対応をぜひお願いしたいと思っております。

なお、来年度もこの補正のほかに、再度やっていく中で補正が出てくる可能性はございます。今回1回ということではなくて、来年度につきましても調査等の中で、必要な場合には議会の皆様方にお諮りをし、その都度ご協議をいただいた中で進めさせてもらいたいと考えておるところでございます。詳細、これから財政課長、説明申し上げますが、基本的にそういった考え方で進めさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思っております。それではよろしくお願ひいたします。

議長 （大須賀 啓君）  
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、本日お渡しをいたしております議案第32号関係の1ページをお願いいたします。

議案第32号 平成22年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7,178万5,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ88億7,254万円とするものであります。

内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別のご説明を申し上げる前に、申しわけございません、同様に32号関係資料財政課と横長の資料お配りいたしてございますが、そちらをお開き願います。

1ページの頭書きにつきましては、先ほど町長の方からご説明申し上げました内容について、記載をいたしておるところでございます。

今回につきましては、年度末に、3月11日発生ということで、年度末に大災害が起きてしまったということで、その年度の区分、それでは現行制度上から判断して、二つに分けさせていただく方が、より柔軟に、さらには町にとって特定財源等の協議のしやすさが、そういった環境が生まれる

だろうという考え方のもとに、整理をいたしました。

それで、1ページの下からの表でございますけれども、左側に目の名称、それから次に22年度予定分、23年度予定分で、22年度と23年度の合計した場合の合計金額という形で整理いたしておるところでございます。

22年度予定分につきましては、3月11日発生後即座の対応といたしまして、避難所の指定、それから避難者の受け入れ、そちらへの対応等々、これまで実施してまいりましたけれども、22年度に特定される部分、主たる内容といたしましては、後日ではございますけれども災害救助法の方の規定に従いまして、県で行うべき事務につきましては、おのこの市町村でという通知がまいっておりますので、その内容に伴った措置がなされた部分がございますので、それらへの費用が22年度分という整理をいたしているのが、主なるものでございます。

さらには、被災を受けた箇所等につきましては、そちらの応急復旧につきましては22年度分、ある程度本格的な復旧に対しましては、調査をしたり工事をしたりという部分につきましては、23年度分ということの基本的な考え方で整理をいたしてございます。

さらには、災害復旧費の中に項目を設けるわけでございますけれども、予算の内容といたしまして項を越えて流用することはできないという規定になってございます。今回は、いろいろな多くの箇所での状況でございますので、なかなか明確につかめない中での、即時の対応ということで措置をする内容にしておりますので、項の中の目、款での調整が可能なような形で、一つ項のすべての目を設ける形にいたしております。左側に総務から衛生・環境・上下水道・農林・商工施設というふうに記載をして、次のページでは土木施設、それから教育施設というふうにおのこの対象施設ごとに区分をいたしまして、整理する内容といたしてございます。

さらには、本来特別会計で経理をさせている施設、上下水道等についてはそういった形になってございますが、特別会計につきましては収入支出を特定の受益等に伴いまして明確にするという内容で、特別会計での経理をしているわけですが、今回の災害復旧につきましては全体としての対応ということで、一般会計での措置といたしたものでございます。

こちらの1ページから4ページまでにつきましては、こういった内容を整理いたしておるということで、一覧で見れるような形で整理をいたした

ものでございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページの一番下でございますが、22年度の予定部分が7,178万5,000円でこれに充てます財源につきましては、町たばこ税が少し現予算よりも増収の見込みでありますので3,180万円を、あと特別交付税の3月交付の通知がございましたので、千万単位ですが2,000万円を、それから歳出との調整で雑入8万5,000円、残り部分につきましては財政調整基金からの繰入金という予定でございます。

23年度にお願いをする部分でございますが、右側になります、3億3,508万円の内容でございます。こちらに充てます財源は、被災住宅の応急復旧に要する経費につきましては、法律規定等があるということでございますので、今回すべての調査、申し出等確認しているわけではございませんが、早いスタートということで30戸分の想定で措置をすることにいたしておりますので、そちら町から発注して国の補助を受けて、上限部分は町が支払という形ですので、収入支出とも1,560万円の見込みをしております。雑入につきましては、22年度同様端数部分の48万円を、残り部分3億1,900万円を財政調整基金からの繰り入れを予定するものでございます。合計しますと、4億超の全体での今回第一次の大震災の復旧対策としてお願いを申し上げるものでございます。

それでは、恐れ入ります、22年度、今回お願いいたします事項別明細書をお願いいたします。

3 ページになります。

先ほどの資料で概要を申し上げましたところでございますので、簡単にご説明申し上げます。

歳入でございますが、町たばこ税で3,180万円、合計で2億580万円の22年度の予定となります。

11款の地方交付税につきましては、特別交付税で2,000万円の増加ということで、当初で1億6,300万円措置しておりましたので、この予算で1億8,300万円という形になります。あと、100万円単位の数値はこの中での部分は予算上含まれておりませんが、通知ありましたので、その収納と予定をいたしております。

19款の2項基金繰入金につきましては、支出との差の部分1,990万円の

予算でございます。22年度はこれまでゼロでございましたので、合計で1,990万円の取り崩しとなるものでございます。

21款5項の雑入につきましては、調整での8万5,000円でございます。

4ページ、支出でございますが、4項に東北関東大地震災害復旧費という形で全体をまとめることにいたしました。1目総務災害復旧費でございますが、初動の体制、これまでの対応ということで、主たるマンパワーにかかわる部分等について、今回お願いをいたしてございます。9節の旅費につきましては、今回消防団員の方々、消防団の方々に種々配送、配当、あるいは見回り等々していただいた部分がございまして、そちらの部分での費用弁償の金額を計上してございます。11節の需用費につきましては主たる内容としましては、避難者経費あるいは調査等々に要します燃料費、食糧費、そういったものでございます。

2目の上下水道施設災害復旧費につきましては、断水した箇所の修理等々につきましてはの修繕料が主たる内容でございます。あと、委託料につきましては、今後の復旧等に向けまして調査等の内容を含めてのものでございます。

農林・商工施設等につきましては、農林施設での修繕料として応急復旧、春にかかっておりますので、耕作に支障ない範囲での応急復旧等の内容でございます。

4目の土木施設につきましても、応急復旧費の経費をお願いする内容でございます。

先ほどの説明では、そのほかの部分がございましたが、今回は対象部分ということで1から4目まででございます。

23年度部分につきましては、先ほどの説明項目にあった部分、該当する部分をおのおの目として立てる予定でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

今、説明ありました一般会計補正予算の方で、戸数、民家、これも30戸分予定しておるというのですが、これはどこまで普通のうちの被害の補償

ですか、補償というかをやってあげられるのか。また、災害ごみ運搬費、処分費、1,000万円ずつ2,000万円を予定しておりますが、今回瓦れき、または家屋が破損したということで木材等々が相当出ております。もう18日目になっておりますが、昨日も電話いただきまして、一般の方々から、あの瓦れきはどうすればいいのだというようなことを言われました。私も被害が東部地区の方に集中しておりますので、あれ吉田地区の方まで持っていくのは、この油のない状況で大変厳しい。ならば、鶴巣か落合か、その用地をやはり確保していただいて被害あった方々のブロック等々を、やはり無償で早く処分すべきではないのかなと思っておるので、その点をお伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）  
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、応急復旧の30戸分ということのお尋ねにお答えをいたします。

こちら現行制度で応急復旧ということで、ただ住家の部分の主たる部分での応急復旧をして、例えば避難所に避難されている方がそのことをしたことによって、うちに戻られるとか、そういったような条件、あと若干の所得に関する制限等があるようでございます。そちらの内容で52万円を上限として、国が負担をするというものでございます。

制度上はそういった方から町に申請があって、町が指定する業者の方に工事の請負をする。支払い等につきましては、52万円の部分については町が支払い、それを上回る分についてはお願いした方の支払いということになっておりますので、町としては52万円の32戸分受け入れして、支払いすると形で今回補正をいたしてございます。

いろいろ記載された状況等がありますので、そういった制度の紹介等行いながら、ご活用いただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

災害ごみストック場の関係でございます。

瓦れきの有料無料につきましては、先ほど町長の当初のあいさつのとおり無料ということでございます。

それから、現在地震による災害ごみの搬入につきましては、一時ストック場といたしまして、旧吉田児童館跡地に開設してございますけれども、今のところまだ余裕ある状況がございますが、今後、百万都市の仙台市では、5カ所ということでございまして、大和町におきましては環境管理センターに近い吉田地区1カ所ということで考えておりましたが、なお足りなくなるような状況であれば、その時点で被害の多い落合、鶴巣地区のことを考えまして、もう1カ所につきまして開設したいということでは考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今後、きょう町長の説明の中で、半壊または全壊等々、一部損壊とありますが、この52万円の上限として補助を受けられるのはどこまでの範囲で、町では考えておるのか。戸数的に。

あと、瓦れきもですけれども、やはり課長、ガソリンがない時代に、落合の方、鶴巣の奥の方から吉田まで何て悠長なこと考えていられないのです、はっきり言って、もう道路のそばに散乱しておるのもありますし、やはりそういう応急措置、東部は東部の方で1カ所でも仕方ないのでしょうかけれども、そういうところ早く探して、やはり片づけなければ、やはり被災にあった方々、本当に悲痛な思いです、ブロック等々見ておるわけです、毎日。早く片づけたい、片づけたいけれども、この前までは有料だという話で皆さん方そのままにしておるけれども、やはりだんだん不平不満がたまってきておる状況に、私は感じております。早急に、東部の方に1カ所にブロック、また瓦れき等々、また木材等々が搬入できるような場所をすぐ設置していただきたい。いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）  
30戸分につきましては、まだ対応等、調査等していないので、最初として30戸というふうに想定をさせていただきました。今後、制度のご紹介をして、多くの希望者等があれば、もちろん国に施策の部分もありますので、そちらの予算配置等もあると思いますけれども、必要であれば23年度の補正等で対応してまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）  
落合、鶴巣地区のことを考えてということで、候補地につきましては一応調査はしております。吉田の旧児童館の跡地の状況を見ながら、これから早急に考えてまいりたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
ほかに質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

### 13 番（大友勝衛君）

今、住宅応急関係の平渡議員から質問ありましたけれども、それに関連しますけれども、要は危険と見なされた建物について、もう住めないということで、当然住宅を別に、借家を含めて、もう既に転居された方もあるということです。それらの方々の対応はどうされるのかということ、まずお聞きしたい。

回覧の中で、雇用促進16室無料という回覧も回ったようでもありますけれども、町の対応が少しおくれたということもあるのだと思いますけれども、もう事前に既にアパート等々の空き室を借りて移転をされた方おります。それらの対応はどうされるのか、まずお聞きをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

被災を受けて、全壊、半壊とかそういう方たちお聞きしましたら、大友議員おっしゃるように、近所とかまたはアパート借りたりとか、そういった方がおられるようであります。また、雇用促進の方からは、16棟余裕があるということで、空き室があるという形で、町の方で全部お任せしますという話も受けておりますので、町の方での対応をこれから図ってまいりたいと考えております。

また、あと制度的なやつ、今、町長もお話したとおりいろいろ制度の状況を集めて、その情報収集をしながら、中身の検討を行っている状況であります。例えば民間のアパートを借りて住んだ方でも補助制度があるやに、制度の中ではあるようなことも、今、伺っている状況でありますので、そこからもう少し整理をさせていただいて、そういった対応も図ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに、13番大友勝衛君。

13 番（大友勝衛君）

今、そういった中で対応するというのであれば、これは当然ありがたいと思いますけれども、やはりその辺、周知徹底をしないと、移った方については大変不安な状況だと思いますので、ぜひこの内容等については、もう少し詳しく被災された方には周知をするべきだと私は思います。その辺をお願いして、お答えあれば。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

罹災証明の説明会が先週末にあった状況でありますし、あとそれから

先ほど平渡議員からありました復旧災害の説明会も先週あったような状況であります。

まず、このほかに被災者の生活再開の制度的な説明会が今月末にあるというようなことで、県の方の状況もそういった状況でありますので、町としましてもいっぱいいろいろな情報を集めながら、またこういったら何ですが、栗原市の例も参考にして、今おる中であります。そうした状況も含めて、相談の窓口の、町長にさっきもあったとおりプロジェクトチームの立ち上げをして、そこでいろいろな制度、または相談、そういった形で対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

罹災証明のお話、先ほど出ていたのですが、罹災証明が発行されなくても、例えば被災ごみの処理とか、そういったものはできるのですか。実際に、今、1カ所一応決めているというところには、そういうごみ搬入は可能なのかどうかお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

うちの方で罹災証明なくても、住所とお名前を確認して受け入れをしております。

議 長 （大須賀 啓君）

9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

その場合は、違法にそうでないものを持ち込まれないような、そういう現場を見て、そういったことチェックしているということによろしいの

ですね。例えば、その住所、そのお名前の方は確かに半壊状態であるとか、全壊状態だったということを確認しているということによろしいですね。とりあえずの、罹災証明がまだ発行されない段階で、全壊状態のところとか半壊のところとか、当然出てますよね、ごみが。そういうものを、行ったときに、いやあなたためですよということはないということでもいいのですね。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

持ち込まれたものを確認すれば災害ごみかどうかというのはわかるわけでございますので、そういったことで職員が常時在住いたしまして、それを見ながら受け入れをしております。

もし、あと半壊、全壊というのにつきましては、ちょっと名簿は持ち込んでチェックしながらやっているわけございませんけれども、事後であとチェックできる体制にはなっておりますので。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

今、災害ごみの関係も出ているのですが、先ほど町長の報告の中で、いわゆる黒川行政の環境管理センターの焼却炉が使用できないというお話があったのですが、災害ごみの処分等々補正予算には出ているのですが、これ部品発注に1カ月ですか、修理に2カ月、3カ月ぐらい焼却できないという話だったのですが、そうしますと、その3カ月間、燃えるごみ等々はいいのでしょうかけれども、特に生ごみ、大変な膨大な量になるのではないかと思うのですが、どんな対応をなさっているのか。それぞれの町村でもいろいろ考えなくてはならないのだろうと思います。補正の中では、何か考え方があるのかどうか。お伺いしておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、補正の中にあるのかということでございますが、補正を決定する段階で、まだそこまで確認できておりませんので、補正には含まれておりません。

ごみにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、焼却がまが使えないということですので、一般の燃えるごみにつきましては、できるだけ収集量を減らしたいというのが現状でございます。ただ、家庭にはいわゆる余ごみ、生ごみと言いますか、そういうものを置くということは不衛生ということもあるというふうに思っておりますので、そういったものにつきましては回収をしていかなければいけないと考えております。したがって、一般家庭の方々には燃えるごみにつきましては、できるだけそういった生ごみ等に絞った形での搬出をご協力をお願いしたいという考えです。

それから、それをどういうふうに保管するかということでございますけれども、一つには、今、ちょっと機械を探しているのですけれども、あれをビニールで包んで、ビニールと言いますか、よく減田でホールクラブとかありますね、ああいうふうにする機械もあるということなのだそうですが、今、全国的にこういう状況ですので、そういうものが借りられるかどうか、その手配を、まずしておるところでございます。

そのほかに、当然出てくるわけですので、今、考えておるのは、若畑というか、あちらの最終処分場に、今も多い部分はそっちに置いておるわけでございますけれども、そちらに運んで、そちらで保管をすると、ごみについて。それで、前回も何年か前にハエの大発生とかそういったことがあったものですから、保管の仕方についても消毒とかそういったものを徹底をしてやっていかなければいけないという基本的な考え方は持っております。

まだ、あとその後どういった形でやるかということ、今検討しておりますが、場合によっては一時、仮に埋める方法とか、そういったことも考える、埋めるというか、土をかぶせると言いますか、保管する場合に、そういった方法があると考えておるところでございますが、今大変申しわけ

ないのですが、先週の金曜日の夜中に、これがそういう状況になったもの  
ですから、今、各町村にこの状況の報告をし、そしてどういった対応、町  
村でもごみの収集についてどこまで可能なのか、そういったことの確認と、  
あとは一般事業者の方々に対する周知、まずそこからスタートということ  
でございます。

3カ月という期間ということで、非常に長い期間になってまいりますの  
で、我々としましても黒川行政としましても、衛生管理の問題からそうい  
ったものについては十二分に注意をしながら進めていきたいと考えており  
ますが、具体的にはまだまだと言いますか、今の段階、そういった考えの  
状況でございます、このことにつきましては、順次各町村等に状況をご  
報告させていただきながら、ご協力をいただいて進めていきたいと考えて  
おります。

現段階、まだ具体的にはそのような状況までの考えと言いますか、段階  
でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番 鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

これはあのような震災ですから、やむを得ない部分もあるのだろうと思  
いますけれども、生ごみですから、特にこれから温かくなる。以前のハエ  
の大量発生、経験をしているわけですから、万全な保管をお願いをしたい  
と思いますけれども。

まずこの実態を、各家庭に周知をして、できるだけ生ごみを出さないよ  
うな協力体制、これを求めていくということがまず先決になるのではない  
かと思えますし、その辺についてはどういう対応を考えていらっしゃるか  
お伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長 浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

黒川行政としまして、まずそういった状況についての周知徹底ということでございます。

各町村にお願いすることになりますけれども、広報と言いますか、そういったものの配布、または放送と言いますかそういったもの、各町村でそれぞれ状況が違うものですから、これで一本ということにはいかないと思っているのですが、まずそういった形での周知徹底を図っていくことが必要だと思っております。

そういったことですので、例えば大和町の場合は区長にまたご足労お願いをしてチラシの配布とか、そういったこともあろうかと思えますし、またそういった機会を見て、そういった方々お集まりのときに、その状況を説明をするとか、そういったことからスタートと考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですからこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16「同意第1号 宮床財産区管理委員の選任について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第16、同意第1号 宮床財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第1号でございます。

議案書42ページになりますので、よろしくお願ひします。

宮床財産区の管理委員の選任についてでございます。

下記の者を宮床財産区管理委員に選任にいたしたいので、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、住所、生年月日の順でございますが、氏名石垣信夫、杉本敏雄、鎌田 勲、吉田忠亮、大熊勝良、佐藤文徳、浅野 衛の7名でございます。

いずれも地区からのご推薦をちょうだいをしまして、そして今回議会にお諮りするところでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決いたします。

本件に同意することに異議のない方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、同意第1号については、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第17「同意第2号 吉田財産区管理委員の選任について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第17、同意第2号 吉田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第2号でございます。

吉田財産区管理委員の選任につきまして、下記の者を吉田財産区管理委員に選任にいたしたいので、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名吉田清孝、原 弘弥、堀田多美夫、高橋勇記、高橋 實、佐藤眞一、阿部俊一の7名でございます。

いずれにしましても、先ほど宮床財産区と同じように、地区よりのご推薦をいただいておりますところをございまして、議会の同意をいただきたく提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、同意第2号については、同意することに決定いたしました。

---

### 日程第18「同意第3号 落合財産区管理委員の選任について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、同意第3号 落合財産区管理委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同意第3号でございます。

落合財産区管理委員の選任につきまして、下記の者を落合財産区管理委員に選任いたしたく、財産区条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名福田和雄、品川 博、佐藤 勝、千坂博俊、高橋新兒、櫻井安春、樋口喜一郎、以上7名でございますが、この方々につきましても落合地区からの推薦をいただいております。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決いたします。

本件に同意することに異議のない方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、同意第3号については、同意することに決定いたしました。

---

## 日程第19「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問の第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものです。

記といたしまして、住所、大和町〇〇字〇〇〇〇番地、氏名、中島一郎、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別紙議会説明資料をごらんいただきたいと思いますが、推薦いたします中島氏の学歴、職歴につきましては、記載のとおりでございます。

平成23年6月30日に任期満了ということで、現在も現職でございますが、再度推薦をいたしたいと考えておるところでございます。

中島氏の経歴、推薦理由につきましては記載されておるところでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。資料を配付します。

午前11時42分 休 憩

午前11時43分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号はお手元に配付しましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

---

---

日程第20「委発第1号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、委発第1号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

それでは、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書、この件につきましては平成23年1月24日付で、陳情者仙台市の宮城県保健医協会理事長北村龍男氏より陳情者として提出されたものであります。

審査の経過といたしまして、平成23年2月24日、議会運営委員会に諮られ、社会文教常任委員会に付託されました。

3月4日、議会運営委員会終了後の社会文教常任委員会において意見書として出すことに決定したところであります。

朗読し、説明とさせていただきます。

委発第1号

大和町議会議長 大須賀 啓殿

提出者

社会文教常任委員会

委員長 堀籠 日出子

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書 (案)

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書 (案)

深刻な不況と、働く人の3分の1が非正規職員という現状の中で、医療費の窓口負担を払えない人など、経済的理由で受診を控える人がふえております。

日本医療政策機構の「日本の医療に関する世論調査」でも、医療費の負担を重いと感じる人がふえていることが明らかになっております。若年層、低所得者での医療費負担に対する不安の増加、さらには長期にわたって医療費負担を強いられる難病患者、慢性疾患患者の過重負担などのもとで、経済的理由による治療中断等々が進んでおり、医療費の窓口負担引き下げは緊急課題であることが明確になっているところであります。

県内の医療機関からも、「無保険者、短期保険者が目立つようになった」「病状が悪化するまで受診しない人がいる」「痛みが引かないまま中断してしまう患者多い」等々の声が寄せられており、経済的負担が患者を治療から遠ざけている実態が明らかになっております。

このまま受診抑制が続けば、病状が悪化して取り返しのつかない事態になり、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の増加につながることとなります。

患者負担が重くて医療を受けられない状況では、国民皆保険とは言えません。米国を除く欧米の先進国では、医療の窓口負担は無料が当たり前です。今日の情勢のもと、まずは子供と高齢者の無料化の実現と窓口の原則3割負担から2割、できれば1割負担への引き下げなど、住民、患者さんが費用の心配なく安心して受診できるよう下記の事項の実現を強く求めるものであります。

記といたしまして、1 患者窓口負担を大幅に軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。

提出名は大和町議会議長大須賀 啓。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成のない方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、委発第1号については、原案のとおり可決されました。

---

---

### 日程第21「議員の派遣について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第21、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第122条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

---

---

### 日程第22「所管事務調査の申し出について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第22、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時50分 閉 会